

## 協同労働が常識となる時代へ

……新原則の提案と確立にあたって

永戸祐三

日本労協連  
理事長

### 1. 激変する社会・経済と労協

この社会はもう何年も前から根本的変革を必要としていた。事態は悪化するばかりでさしたる対処もないままに時はただ過ぎ去ってきた。国家的になされた唯一といってもいい施策は、今日の危機をつくったバブル「経済」の推進者たちに何十兆円もの公共の資金税金を与え不良債権・債務の処理をさせようとしたことであった。

しかし、むなしく過ぎたかに見える時の経過の中で市民は確実に自覚を高め、よりよい社会 人間らしい社会の再生へむけて確かな実践をすすめている。市民自身の自力による人間と地域の復興への協同の輪の広がりである。

一方で、「自己責任」を説きバブル経済をも推進した高度経済成長システムの司祭たちは、自らの罪の意識もなく何らの罰も受けず今もなお成長経済をいう。そしてまた「規制緩和」を錦の御旗に「市場万能主義」「グローバリズム」によって富の一極集中を可能とする「競争と排除」の社会経済体制をつくりあげようとする。

人々は生命あるものを生命あるものとして、生命・労働・地域の再生を通じて人間が人間として人間らしく生活できる社会・経済を強く求めている。

いま、私たちは協同労働の協同組合法（労協法）を全市民に提案し、それと一体のものとして労協 協同労働の協同組合としての新原則を確立しようとしている。それは、変革の過程の中にある厳しい社会の現実の中から市民自身が「競争と排除」の社会への路線を拒否し、新しい市民社会 協同社会建設への核をつくりあげてを意味し、新しい市民の時代への一步を踏み出す宣言ともなるものであると確信する。

### 2. 新しい原則確立の必要

#### (1) 労協運動の現段階と新原則

私たちは、労働者協同組合を協同労働の協同組合と定義づけ、その制度化（法制化）を全市民に呼びかける段階をむかえた。それは働く人々・市民自身の変化と自覚の高まりに支えられた20年の労協運動の実践と、それを基礎としたより広い人々の労働者協同組合についての認識の広がりや深まりの結果として到達した段階といえることができる。

## (2) 労協運動に対する自己認識の発展

市民的な大きな変化と、これとも関連する労協自身の変化・発展の現実を私たちに認識させた特筆すべきことをあげるとすれば、1つは協同集会の取り組みの中で、地域をベースに市民の自力を基礎とした協同の営みとしての事業・運動が多彩・多様に広がっている事実を知ったことである。そのことは仙台集会（第6回1996年）、広島集会（第7回1998年）に特に顕著であった。

いま1つ決定的なことは、労協の事業構造の変化・発展である。労協の事業は、最初は自治体周辺の仕事を特別に（失業対策事業の廃止との関係で）提供されたものを事業団として請け負った形で出発する。労協の段階となって事業は、発注元は公共、協同組合、民間の差はあれど、ほぼ全てが委託 請負であった。そして今日、介護保険制度が始まったこともあって、市民の生活と地域の必要に直接応える事業が大きく広がり、これ以降を決定づけるものになりつつある。

## (3) 組合員の認識の変化・発展

それは労協の事業・経営構造の大変化を意味し、組合員の労協についての認識もまた大きく変化していくことになる。また当然のことながら、これまでの委託の事業も地域の視点から位置づけ直しが始まるということでもある。

こうした中で組合員ひとりひとりが「生活と地域」を事業・運動の共通基盤として、労協とは、労協組合員とは何か、組合員間、組合員とリーダーを結び律するものは何か、労協と地域を結ぶものは・・・など自らの根本を問い直すこととなる。つまりこれら労協運動の根本に関わる点について、事業・運動の新しい段階にふさわしく新たに再定義し、明らかにする必要を組合員自身が迫られ認識するにいたっている。

## 3. 労協運動20年と「7つの原則」

これまでの労協運動を律してきた「7つの原則」は全国協議会結成とともに掲げられ、事業団運動から労協運動へと発展する柱となってきた。

### (1) 「事業団の7つの原則」から「労協の7つの原則へ」

最初の原則は「事業団7つの原則」として困難の最も多かった運動の初期にその役割を果たしたものである。これを「労協の7つの原則」へ発展させた理由は、事業団（中高年雇用・福祉事業団）を労働者協同組合として新しく定義したことによる。原則改定の中心は「労働者協同組合」とりわけ「協同組合」としての認識を原則の中にしっかり

取り入れた点である。

## (2) 労協運動の歴史的テーマとこれからの10年

(1979年全国協議会結成) 80年代の10年間

労働者、市民が主体となって、事業・経営をやることの意義と可能性の  
実践的探求の時代(事業団7つの原則の時代)

90年代の10年間

労働者協同組合の自己認識とその実践から協同労働への飛躍の時代(労  
協の7つの原則時代)

そして21世紀はじまりの10年

協同労働の社会的認知(制度化、普遍化)と協同労働の協同組合の実践  
による真価発揮の時代

この第3の段階にふさわしい新しい原則づくりが今回の提案である。これまでの原則との根本的な差は実践主体のための規範的原則から、主体(現在の労協)を含めてあらゆる人々と地域の仕事おこしをはじめ、生命・労働・地域の再生の可能性を現実のものとして拓くことに貢献する新原則としての内実をもたせなければならないという点である。その意味から定義や使命も含めた新原則の確立ということになる。

いずれにせよ、実践の発展と市民的共感の広がりを背景としつつ協同労働の発見がこれからの労協運動の飛躍を可能にするといっていると思う。協同労働をコアとした新しい原則は必ずや時代を画するものとなると考える。

## 4. 大きな危険をはらむ情勢の中であって

協同労働の実践と学習さらなる探求を

### (1) 危険な流れと危機の深化する社会と労協

今社会は、危機に陥った資本の絶対的自由と優位を保障する社会体制づくりが急がれている。合言葉は「規制緩和」。一方に「セーフティーネット」を掲げて、不平等な「競争」による資本の横暴によって圧倒的な人々を「排除」転落させ富を一極集中しようとする「市場万能」「グローバリズム」がある。非人間的社会の現実が、いっそう激しく大きなものとなるうとしている。

今の競争社会ですら「世界で約12億人(世界人口約60億人)が1日1ドル(約124円)に満たない生活で暮らす極度の貧困状態にあり、年間1000万人が貧困のため5歳の誕生日を迎えられずに死亡している。」(世界銀行2001年4月29日報告)のである。

これが世界の現実である。「規制緩和」論者達のすすめる大競争社会への道が、いかに非人間的な現実を世界と日本に到来させるか明らかであろう。そのためのファッショ的な政治体制づくりすら公然と語られはじめている。私たちは何をすべきなのか。

## (2) 協同労働と労協法

協同労働の協同組合法で「生命、労働、地域」の一体的人間的再生こそ。

今最も必要なことは、生命・労働・地域を一体のものとして結ぶ循環型社会の形成・確立であるはずだ。それは大量生産システム社会への決別であると同時に「規制緩和」の名のもとに強行されようとする「大競争と排除」のシステムへの対抗戦略ともなり得る。雇用労働が破壊され不安定なものとなり、労働そのものが道具化され陳腐化されていく。労働は私的利益のための道具の1つにすぎないのか、これを越える社会システムと、そのおそらく中核をなすであろう協同労働こそが歴史の表舞台に登場すべき時代である。

資本に対する労働の優越性を高く掲げたのは、スペイン、モンドラゴン協同組合の創始者アリスメンディアリエタ神父であった。日本でもこのことのもつ意味をしっかりと受けとめ、協同労働を深めねばならない。

## (3) 実践・検証・学習・さらなる探求

協同労働の発見も労協法案も協同総研の存在なくしてはありえなかった。10年を経た研究所の重みを認識する。新しい原則は協同労働の協同組合法案（要綱）と一体のものであり、それ自身は21回総会で確認し、1年間の討議を経て全組合員投票、23回総会で決定するという運びで進む。

激しさを増す時代の変化の中だからこそ新原則といい、労協法案といい、現実の重みと実践の実感の中でより深い討議検討が可能だと思ふ。労協の組合員はもとより研究者と実践者の共同の討議研究、協同組合関係者の間で、広い市民の中で活発な検討討議をしていただき意見をたくさん出してほしいと願う。

レイドロウ報告（ICAモスクワ大会基調報告1980年）から20年、彼は「労働者協同組合は・・・労働者が同時に所有者となる、新しい産業民主主義の基本的構造を形成し、現代の労協の最も大切な点が「深い人間性と労働のかかわり」にあるとも指摘した。故レイドロウ博士の予言とも思えるICA大会の報告が、いま日本の地で協同労働を核とした新原則と労協法として結実しようとしている。